



### 2 これって性暴力？ 補足 性暴力に関する法律が改正①

暴行 脅迫 障害

アルコール 薬物 フリーズ

虐待 立場による影響力

Noと思うこと

Noと言うこと

Noをつらぬくこと

などが原因で

難しい状態で性交等

→ 「不同意性交等罪」として処罰されます。性交同意年齢が16歳未満に引き上げ

出典：内閣府「共同参画」第170号(2023.9)記事「特種2性犯罪に関する法改正等について」法務省刑事局

### 2 これって性暴力？ 補足 性暴力に関する法律が改正②

- わいせつ目的での面会要求などは犯罪です！
- 16歳未満の子どもに対して次の行為をすると処罰されます※

- ① わいせつ目的で、うそをついたり金銭を渡すと言うなどして、会うことを要求する
- ② その要求の結果、わいせつ目的で会う
- ③ 性的な画像を撮影して送信することを要求する

※相手が13歳以上16歳未満の場合は、行為者が5歳以上年長のとき

出典：内閣府「共同参画」第170号(2023.9)記事「特種2性犯罪に関する法改正等について」法務省刑事局

### 2 これって性暴力？ 補足 新設された性暴力に関する法律

- 性的な画像の盗撮は「撮影罪」です！

- ① 正当な理由なく、人の性的な部位・下着などをひそかに撮影する
- ② 正当な理由なく、16歳未満の子どもの性的な部位・下着などを撮影する※
- ③ ①・②で撮影した画像を人に提供する。

※相手が13歳以上16歳未満の場合は、行為者が5歳以上年長のとき

出典：内閣府「共同参画」第170号(2023.9)記事「特種2性犯罪に関する法改正等について」法務省刑事局



### 4 デートDV 補足 デートDV 暴力の種類

**精神的な暴力**

- 大声でどなる
- 交友関係を制限する
- 無視する
- 行動を監視・制限する 等

**経済的な暴力**

- デート費用を払わない
- 借りたお金を返さない
- 外で働かせない・仕事を辞めさせる
- 生活費を渡さない 等

**身体的な暴力**

- 殴る・たたく・蹴る
- 髪を引っ張る
- 物を投げつける
- 刃物などを突きつける 等

**性的な暴力**

- 性行為を強要する
- 避妊に協力しない
- 見たくないポルノビデオを見せる
- 嫌がっているのに裸を撮影する 等

これらはすべて暴力です。

出典：内閣府男女共同参画局ホームページ「デートDVって?」  
https://www.gender.go.jp/policy/eqv/violence/teike/dv/index.html (R3.10.13確認)

### 7 AV出演強要 補足 同意していない性的撮影

モデル・アイドル等の勧誘を受けたりしたことのあるうちの、聞いていない・同意していない性的な行為等を要求された経験 (n=2575)

実際に求められた行為に応じた経験がある人は60%。

性的な行為等の撮影による影響で困っていること (n=385) (複数回答) (一部抜粋) (%)

性的な行為等の画像や動画がインターネット等に流出するのではないかとおびえている	33.9
こうした行為について家族や友人に知られ、人間関係に支障をきたしている/支障をきたすのではないかとおびえている	27.2
性的な行為等の画像や動画がインターネット等に流出し、削除・回収できないことに困っている	23.1
現在も意に反した撮影を求められ続けていることに困っている	17.9
心身に不調をきたしている	17.1
外出したり、人と会うのが怖い	9.3

出典：内閣府男女共同参画局「『若年女性の性暴力被害等に関するインターネット調査』報告書」(P.57)

公益財団法人 あいち男女共同参画財団

### 9 もし性被害にあってしまったら 補足 相談先一覧 (公的機関)

名称・電話番号	開設時間
愛知県警察本部 ■性犯罪被害相談電話 #8103 (ハートさん)	24時間
■ストーカー110番 052-961-0888	24時間
■鉄道警察隊ふれあいコール (衝突被害相談) 052-561-0184	24時間
内閣府 ■Cure time チャット相談	毎日17時～21時
愛知県女性相談センター ■電話相談 052-962-2527	月～金(祝日を除く)9～21時 土・日(祝日を除く)9～16時
名古屋市配偶者暴力相談支援センター ■電話相談 052-351-5388	月～金(祝日を除く)10～17時
名古屋市DV被害者ホットライン ■電話相談 052-232-2201	土・日・祝10～18時

公益財団法人 あいち男女共同参画財団

### 9 もし性被害にあってしまったら 補足 相談先一覧 (民間)

名称・電話番号	開設時間
(公社)被害者サポートセンターあいち(あいポート) ■電話相談 052-232-7830	月～金(祝日を除く)10～16時
(一社)社会的包摂サポートセンター ■よりそいホットライン (性暴力、DV専門回線あり) 0120-279-338	24時間
NPO法人ポルノ被害と性暴力を考える会(PAPS ぽっぷす) ■相談電話 050-3177-5432 ■メール相談 <a href="https://www.paps.jp/hotli">https://www.paps.jp/hotli</a> nelist	原則24時間365日
インターネット違法・有害情報相談センター ■AV出演強要・JKビジネス等の被害相談相談フォーム <a href="https://ihaho.jp">https://ihaho.jp</a>	
(一社)セーフラインインターネット協会 ■セーフライン (リベンジポルノ通報受付・削除依頼代行) 通報フォーム <a href="https://www.safe-line.jp/report/">https://www.safe-line.jp/report/</a>	

公益財団法人 あいち男女共同参画財団

### 10 正しい知識であわせな性 補足 二次被害を起こさないために

二次被害とは、性暴力にあった人が周りの人の理解のない言動で心や体がさらに傷つけられることをいいます。

**二次被害の例**

- どうして抵抗しなかったの? ■ たいしたことじゃないよ
- 早く忘れてやり直しましょう ■ 男は被害にあうはずがない

**正しい知識を持つ**

- ① 悪いのは加害者
- ② 抵抗しなかったのではなく、抵抗できなかった
- ③ 被害にあったことは忘れたくても忘れられない
- ④ 性別、年齢、職業関係なく性暴力は起こる

参考：全国被害者サポートセンター 正しい知識を守るために [https://www.menkyo.go.jp/content/20230419/menkyo\\_000002-000014005\\_34.pdf](https://www.menkyo.go.jp/content/20230419/menkyo_000002-000014005_34.pdf) (P.5-10,13(脚注))

公益財団法人 あいち男女共同参画財団